

地震・災害派遣（自衛隊法第 83 条の 2）

地震に関する警戒宣言が出され際に地震災害警戒本部長から要請された場合に出動する。この条文での出動の実績は未だない。

今回の原発事故に出動したのは北沢防衛大臣、陸自幹部、東電幹部との協議によるヘリコプタ - 部隊の出動、消防車の出動となった。

原子力災害派遣（自衛隊法第 83 条の 3）

原子力緊急事態宣言が出された際、原子力災害対策本長の要請により部隊が派遣される。

東海 JCO 臨界事故を受けて 1999 年（平成 11 年）に制定された原子力災害対策特別措置法に関連して追加された。福島第一原発では原子力災害対策特別措置法に基づき派遣された。派遣部隊は「陸上自衛隊中央特殊武器防護隊」。2008 年創設、埼玉県大宮駐屯地内にある部隊で、約 200 名の隊員で構成される特殊部隊です。

特殊とあるのは扱う武器が特殊だと言う意味で、「特殊武器」とは、核兵器、生物兵器、化学兵器等を指し、その兵器で攻撃された際には、汚染された地域があれば「防護」、つまり汚染除去に活躍する部隊です。 原発事故では初めて 80 名の隊員が出動して、最も危険な個所に入って活躍していますが、その報道はなし、マスコミは無視したようです。

自衛隊法上のその任務においては、首相や防衛大臣などの指示命令が必要とされ、行動が厳しく制限されております。

災害派遣だけは例外として、災害派遣の要請は都道府県の知事その他、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長、現地警察署長が要請できます。

また、有線通信が途絶えた、現地が混乱していて関係機関に連絡できない場合は、直接自衛隊に派遣要請、若しくは自衛隊が独自に判断して出動するのが自主派遣で、後に都道府県知事の要請を受ければ良いされた。

自主派遣は、駐屯地司令である二佐（旧中佐相当）の自衛官の判断で、出動を命ずることが出来るようになった。



今回の東日本大震災では、東北各地に駐屯している自衛隊では、各駐屯地とも、地震発生 15 分後には出動準備下令、30 分後には出動しております。